



The Kyoto University Library Bulletin

# 静脩

1979年5月

Vol. 16, No. 1

## アメリカにおける外国法ならびに

### 国際法集書の発展と利用——比較研究——

国際法律図書館協会会長 I. I. カヴァス教授

今から話しますテーマは私が目下研究中のもので、アメリカにおける比較法をはじめとする国際的法研究の可能性及び方法論についてであります。

過去30年間にわたり、ほぼ10年毎にアメリカ国際法協会、これは国際問題に関するアメリカ全国で最も権威ある学術組織ですが、この協会がアメリカにおける国際的法研究の状態について調査してきました。(この国際的法研究という言葉には、狭義の国際法、外国法さらに比較法などの研究が含まれます。)<sup>( )内訳者注</sup>この調査は厳密な意味での国際法だけでなく、広義の国際法及び渉外的なものを含み、その中には商取引に関する国際取り決め・広義の比較法・外国法も含まれています。この調査は広範囲にわたるものでしたので、学術的にも価値ある情報が集められました。この調査結果が以後の法律教育や研究の発展に大きな影響を与えたことは疑いありません。

一番新しい調査は1974年に行われたもので、これはマイケル・カードーフ教授によって行われました。カードーフ教授は経験豊かな法律教師として、また国際法教授であり、更に権威あるアメリカ法律学校協会の前執行委員長として多大の信頼を集めている方で、調査を行うには理想的な人と申せましょう。この調査の結論として教授は、

「国際法の研究・訓練は順調に進んでいる。」と報告しています。調査の結果は以下のとおりです。

アメリカの学者・学生共に国際法及び関連分野に健全かつ旺盛な興味を示しており、法学部に設けられた国際法及び関連科目数も前回の調査結果を上回っており、これらを履習する学生数も増えている。また、出版された研究書数も前回を上回っている。法律学校協会の認可を得ている指導的な法律学校150校のうち140校が回答をよせている。それによると、国際的法に関する科目数は517にも達しており、それには、空法・海洋法・国際機関法が含まれている。多くの学校では同時に5科目を設けており、なかには10科目を設けているところもある。ますます多くの学生がアメリカ国際法協会の援助を受けて国際的法の研究に従事している。20種以上の学生の編集する法律雑誌が新たに加わったが、その中にはヴァージニア大学国際法雑誌やパーデュー大学国際法雑誌がある。

このようにアメリカにおける国際的法研究に対する関心が深まったことを教授が1974年に見い出されたとしても(国際活動が激増している今日の時代の趨勢を思えば)<sup>( )内訳者注</sup>さして意外なことではありません。アメリカは時折孤立主義の傾向を示すこ

ともありますが、実際は複雑な国際的な問題にまきこまれており、過去30年間のアメリカの立法は大部分国際的問題に深く関係しており、国際問題が国内問題をひき起したり、又国際問題が国内問題に優先したとさえあります。過去100年間にわたって結ばれたのと同数、あるいはそれ以上の国際協定が現在では1年の内に結ばれます。このような国際協定が認めるおびただしい量の権利や義務を秩序づけることは容易なことではありません。さらに追い討ちをかけるように無数といってよいほどの政府の行政機関が対外的活動にむけて政令・訓令・行政指導要項などをつくり出すので、混乱は深まる一方です。国際法の様相が一変したことは疑いもありません。歴大な数の国家公務員が、その多くは法律家なのですが、現在政府の行っている様々な国際的活動に従事しています。その中には関税や国境の管理のような伝統的なものや、国家間の防衛協定の実践や対外援助という新しい活動もあります。増大する一方の国際的活動にまきこまれているのはアメリカのみではありません。他の国々も同様であります。新しく独立する国が増えるにしたがって国際協定や国際的活動にむける国内法や政令が増えます。その上、直接に国際的活動に従事する人の数も増大します。話しております今でも、ソロモン諸島が独立しようとしております。更に次のことが付け加えられねばなりません。即ち、急増する国際的組織の規則や規定、そこで働く国際的公務員などです。

ところで国際的協定の大部分は制限を加えるものや財政に関するものです。従って国際的取引に対する国家の介入は増大します。民間に任すべき分野に対する国家の干渉に対抗するためには、専門家の手引きや助言が必要となります。従って依頼者の利益を護るために国際協定に精通した特殊な法律専門家グループが出現しました。それに伴い、国際法や渉外的問題についての書籍やルーズリーフ・サービスなどの情報資料が出版されるようになりました。このような情況のもとでは、国際的法研究はますます深められてむしろ当然と言えますでしょう。

カードozo教授の報告や国際的法研究の必要や進展について述べた他の論文で、意外に思えることは次のことです。国際的法研究がなされるためには資料がなくしては不可能だという当然の事実が、どこにも述べられていないことです。国際法・比較法の研究のために十分な図書資料が必要だということは明らかですが、奇妙にも大部分の学術論文では無視されています。カードozo教授も国際的法研究に関する組織機関は、学者達に、この分野の研究者や教育者となることを奨励し、又、国際的法研究の教育課程を充実させる様努力しなければならないということしか述べていません。使用できる資料蔵書が整えられなければそのような努力も無駄になるということはどこにも述べられていません。

前述しましたようなことが原因となって、国際的法研究の分野における情報活動は爆発的に増大しています。しかし、その情報の重要性は一時的なもので、すぐに陳腐化してしまいます。30年前でしたら、ノウ・ハウと財源さえあれば、外国法や国際法の立派なコレクションを作り上げることは比較的容易でした。法律の増加程度も変化もたかが知れていたからです。しかし今日では非常に困難です。

頻繁に行われる法改正により図書は急速に時代遅れとなり、陳腐化し価値を失います。この事態の証明は、人目につかない片隅に見捨てられて、ほこりのたまった古ぼけた本です。利用範囲が限られるため実質上無価値となった古い本をかかえている図書館があります。法律家は最新の知識を必要とします。従って普通の法律家は古い図書を必要としません。事実、近代的技術が国際的法研究の資料の開発に用いられるようになりました。今日的な資料を必要とする図書館は、財源の限られている場合、最新の情報を把握するためルーズリーフ・サービスや逐次刊行物・news letterなどの出版情報にたよる必要があります。法律家には時代遅れの多くの本よりも、最新の本少しの方が重要なのです。

大学に国際的法研究の科目を設ける場合、必要とする研究資料の収集・維持に要する費用を割り

出してそれに合せて科目が用意されるべきです。しかしこの手順はとられていないようです。この原因として、今までの調査報告がこの点を強調しなかったからでしょう。なぜ強調しなかったのかは不思議で説明がつきません。調査を行った研究者自身が研究資料の不足に不満を抱いているにちがいありません。もしかすると、資料不足をあたりまえと思うようになったのかもしれない。

この17年間に、国際的法研究に関する蔵書の調査が3回なされました。1961・1973・1976～77の各年で、最後のは未集計です。第1回は21の、第2回は32、第3回は44の図書館が国際的法研究に必要な資料の収集に意欲をもった図書館として調査対象になりました。それによりますと、その蔵書は限られた分野に偏っており、しばしば不十分な資料しか備わっていないと言われています。アメリカにおける外国法・国際法の蔵書をもつ図書館は、法律協会会員名簿による統計によりますと、1200の法律図書館があり、それが実質上アメリカにおける法律図書館の全部だと申せましょう。法律図書館とは、政府図書館・裁判所図書館・弁護士会図書館・民間の法律事務所の図書館・法律学校の図書館です。10万冊以上の蔵書をもつ大型・中型図書館は100館あり、50万冊以上のは7館で、そのうち5館は、コロンビア・ハーバード・ミシガン・ニューヨーク・エール大学の法律学校図書館で、他はロスアンジェルス公共図書館と国会図書館で、100万冊をはるかに上回る蔵書を持っています。西ドイツのマックス・プランク研究所のように外国法・国際法専門の図書館はありません。つまり国内法図書館に所属しているわけです。地図を見れば分るように、外国法・国際法の資料を多く持った図書館は、狭い地域に集中しています。即ち、ボストン～ワシントンの東海岸、シカゴ～ミシガン（アンアーバー）の五大湖周辺、カリフォルニア海岸の3地域に限られています。ミネアポリス・マイアミ・テキサス州のオースティン・シアトルにも少しあります。3地域以外には国際法研究の研究能力をもつ図書館は極めてわずかです。実際、アメリカの渉外的・国際的法律活動は、ニューヨーク・ワシントン・カリ

フォルニア・シカゴ及びマイアミといった場所で独占的に行われているのです。

このように渉外的法律活動が数個所に集中しているときに、カードーズ教授の勧告のように国際的法研究の講座を全国に拡げるということは無理ではないでしょうか。前にも述べましたように、1974年に140の法律学校で517の国際的法研究に関する科目が設置されており、アメリカ学者の国際的法研究に示す関心は高まりつつけています。このことは、定期刊行物目録を見れば分ることです。しかし何故科目を開設することが可能なのでしょうか。それらのコースの大部分は入門的なもので、学生の読むのは英語による資料に限られていると考えられます。その研究も東海岸や国外でなされた場合が大多数であります。対象もわずかの国を扱っています。

蔵書の内容ですが、これは国際法のものとは比較的少なく、又、地理的に偏っていますので、外国法研究についてはかなり国差が生じております。イギリス・カナダ・オーストラリア・ドイツ・フランスについてはかなりのものがなされていますが、他の国については資料がほとんど揃っていません。日本もそうです。最新の調査によりまして、むらや不規則が見られます。ごく少数の図書館では海外出身の書誌に堪能な司書により資料の収集が集中的になされていますが、多くは研究者の時々の必要に応じた、ばらばらの収集で、なかなには書架に並べんがためだけに集めているところもあります。もっとよいやり方があるはずで、国中の力をあわせて組織的になされるべきです。国際的法教授・研究のコースをもつ指導的な法律学校などが集って、維持すべき基本的・最低限度の基準を注意深く作る必要があります。このことによって、予算が限られているきびしい経済状態にマッチした収集ができると思われれます。まだこのことに気づかれていないようですが、徐々に気づかれていくでしょう。

上記の記事は、昨年9月8日薬学部記念講堂で行われた近畿地区国公立大学図書館協議会主催による講演会の記録である。